

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和4年5月 19 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2100584号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第2200014号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を昭和58年7月1日から同年6月1日に訂正し、同年6月の標準報酬月額を12万6,000円とすることが必要である。

昭和58年6月1日から同年7月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和58年6月1日から同年7月1日までの期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和58年6月1日から同年7月1日まで

昭和58年5月1日から昭和59年1月21日までB社に勤務し、提出した明細書のとおり給与を支給され、給与から厚生年金保険料も控除されていた。途中で同社はA社に合併したが、退職まで同じ場所で継続して勤務していたにもかかわらず昭和58年6月1日から同年7月1日までの期間の年金記録が確認できないので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された給与明細書並びに複数の同僚の回答及び陳述から判断すると、請求者は、請求期間において、A社に勤務し、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、上記給与明細書により確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額並びに日本年金機構の回答から、12万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の請求期間当時の事業主は連絡先が確認できない上、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった当時の事業主は、昭和58年6月1日から同年7月1日までの期間について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは、いずれも不明と陳述しているが、請求者に

係る厚生年金保険の記録における資格取得年月日が雇用保険の記録における資格取得年月日と同日の同年7月1日となっており、社会保険事務所及び公共職業安定所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に対して同日を資格取得年月日として健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届が提出され、その結果、社会保険事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。